

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定（一部抜粋）

第5編 JMTR の管理

（対象施設・設備等の供用終了確認）

第10条 技術課長は、解体撤去工事又は汚染の除去工事を行う場合は、対象施設・設備等の供用が終了していることを確認しなければならない。

2 原子炉課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備については、第17条第1項に基づく措置を完了するまで放射性物質の漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認しなければならない。

（修理及び改造）

第27条 原子炉課長は本体施設等及び照射設備について、修理及び改造が必要と認められた場合は、修理及び改造を行うことができる。

2 原子炉課長は本体施設等及び照射設備について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等の修理及び改造計画又は照射設備に係る修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。

(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称

(2) 修理及び改造の内容

(3) 予定期間

3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。

4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、廃止措置主任者の同意を得る。

5 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。